

西濃圏域配偶者からの暴力防止及び被害者保護等に関する協議会設置要綱

(目的)

第1条 配偶者等からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者等が暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、通報、相談、保護、自立支援の体制整備と関係機関の連携、協力を図ることを目的として、「西濃圏域配偶者からの暴力防止及び被害者保護等に関する協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために以下の事項について連絡調整及び検討を行う。

- (1) 配偶者等からの暴力の防止、早期発見、早期対応及び援助のための関係機関の連携、協力の推進に関すること。
- (2) 配偶者等からの暴力の防止に係る県民等への周知及び啓発に関すること。
- (3) その他配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、西濃県事務所長をもって充てる。

3 副会長は、揖斐県事務所長をもって充てる。

4 委員は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護(以下「DV防止等」という。)に関して見識を有する別表に掲げる者をもって充て、西濃県事務所長が委嘱する。

5 委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 会長は、協議会を招集し、会務を主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会長は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(代理出席)

第5条 委員が協議会の会議に出席できないときは、当該委員の指名する者を代理出席させることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、西濃県事務所福祉課に置き、揖斐県事務所福祉課はこれを補佐する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成14年3月11日から施行する。

この要綱は平成19年2月19日から施行する。

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

この要綱は平成21年12月3日から施行する。

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

この要綱は令和4年6月1日から施行する。

この要綱は令和4年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

医 師 会 (西 濃 医 学 会)	西濃医学会会員の中でDV防止等を担当する者
民生委員児童委員協議会	大垣市、海津市の民生委員児童委員協議会長 西南濃民生委員児童委員連絡協議会長 揖斐郡については、各町民生委員児童委員協議会長のうち郡 代表者1名
社 会 福 祉 施 設	西濃地域管内の社会福祉施設長
警 察 署	大垣、海津、養老、垂井及び揖斐の各警察署DV防止等担当 課長
市 町 村	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡及び揖斐郡の各市 町DV防止等担当課長
教 育 事 務 所	西濃教育事務所教育支援課長
保 健 所	西濃保健所健康増進課長
子ども相談センター	西濃子ども相談センター家庭支援課長
女性相談センター	女性相談センター所長
民間団体代表	特定非営利活動法人理事長
公共職業安定所	大垣公共職業安定所長
県 事 務 所	西濃県事務所福祉課長 揖斐県事務所福祉課長